専門部会審議経過本審報告書(部会長)

1 はじめに

令和4年度の鹿児島県最低賃金額改定の審議については、本年7月4日に鹿児島 地方最低賃金審議会に対して諮問がなされ、当専門部会を設置して、合計4回にわ たり調査審議を行った結果、最低賃金額の改定について真摯な議論が展開され、十 分な審議を尽くした。

2 審議経過

- (1) 第1回専門部会を7月22日に、第2回専門部会を8月5日に、第3回専門部会を8月8日に、第4回専門部会を8月10日に開催した。
- (2) 第1回専門部会においては、専門部会の公開・非公開について、本年度も専門部会の審議は非公開とすることが決定された後に、意見陳述の機会の付与について審議した結果、意見陳述は10分以内で行うことが決定され、鹿児島県労働組合総連合より意見陳述が行われた。

続いて、労使各側から今年度の最低賃金改正にあたっての基本的な考え方が 次のとおり表明された。

労働者側委員からは、主に、

- ① 最低賃金については、3要素を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うことに変わりはない。
- ② 直近2年間は、コロナ禍の影響を踏まえた審議を行ってきたが、社会活動 の正常化も進み、経済も回復基調にある。今後は、経済をより自律的な成 長軌道にのせていくことが必要で、経済・社会の活力の源となる「人への 投資」が必要である。その重要な要素の1つが最低賃金の引上げにほかな らない
- ③ 急激な物価上昇に見舞われる中、労働者の生活は苦しく、物価上昇も本年の審議の重要なポイントで、最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点からも消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要である。
- ④ 地域間格差は、労働力の流出につながり、中小・零細企業の事業継続・発 展の厳しさに拍車がかかる。
- ⑤ 最低賃金の引上げに向けては、中小・零細事業者の経営環境がとりわけ厳 しい状況にあることは十分に理解しており、中小・零細事業者が賃上げし やすい環境整備を行い、「通常の事業の賃金支払い能力」を高めることが必 要である。

との主張がなされた。

使用者側委員からは、文書が示されて、主に、

- ① 最低賃金は、近年、一昨年を除き3%台の大幅な引上げが続き、多くの中 小企業、小規模事業者からは経営実態を十分に考慮した審議が行われてい ないとの声も聞かれる。
- ② 昨年の目安額は、コロナ禍の非常に厳しい中、過去最大の引上げが提示され、結果、国の意向に重きを置きすぎ、苦境におかれた事業者の経営実態を無視した引上げとなった。
- ③ 全体としては、景気は改善傾向にあり、物価高が進んでいることから、賃上げの社会的要請があることは認識しており、一定程度の引上げは容認しなければならない。
- ④ 使用者側も賃上げ絶対反対ではなく、上げられるところは、上げることによって生活が豊かになり、需要が伸びることは望ましい。
- ⑤ 「K字型」回復の中、コロナ禍の影響が深刻な業種における支払い能力に もしっかりと焦点を当てた議論をしないといけない。
- ⑥ 最低賃金は、法が定める3要素に基づき、目安を参考に公労使が真摯に議論して納得感のある水準で決定されるべきである。

との主張がなされた。

(3) 第2回専門部会においては、事務局より令和4年度中央最低賃金審議会における目安答申の伝達が行われた後、前回に引き続き鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者側委員からは、文書と別冊資料が示されて、主に、

- ① 経済状況、消費者物価、賃金改定状況調査結果、人材流出、国際比較、雇用情勢、生活保護、離島の状況等について、それぞれの数字を示した上で詳細に状況が示された。
- ② その上で、離島を含めた地域間格差の是正等を図らなければ、中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかること、急激な物価上昇により最低賃金近傍で働く者の生活が圧迫されていることなどから、3要素の状況と地域間格差是正を総合的に検討し、36円引き上げて857円とすることを求める。

と具体的な金額が提示された。

使用者側委員からは、鹿児島県中小企業団体中央会作成の資料や鹿児島県商工会連合会「中小企業景況調査」などが示されて、主に

① 前年同月比では昨年よりは改善しているが、前月比では伸びが鈍化しており、企業の声でも、物価高によるエネルギー、原材料の高騰など厳しい状

況が続いている。

- ② 今年の4~6月期は、「極めて不振」に近い数字となっている。経営上の問題点として、企業にとっても物価高による原材料価格、仕入単価の上昇等が訴える事業主の声がある。事業者からの具体的な生の声を聞いてほしい。
- ③ 春季賃上げ妥結状況、賃金改定状況調査結果、消費者物価指数、企業物価指数、労働分配率等を総合的に勘案し、第4表①②の1.9%から821円×1.9%で16円、4月以降の生計費の上昇を加えて20円を提示したい。

と具体的な金額が提示された。

(4) 第3回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正 の審議を行った。

労働者側委員からは、

- ① 前回も述べたとおり、基礎的な支出の物価が上昇していることや離島での 燃料費高騰等は人材流出にもなる。また、生活保護との比較については、 実態に合った労働時間で計算する必要がある。
- ② 他県の動向も見ながら、地域間格差の是正も必要であり、離島を含む燃料費は今後も厳しくなると考えられることから、総合的に判断して34円を考えている。

と、新たな金額提示がなされた。

使用者側委員からは、

- ① 中賃からも3要素を見ながら、地方においても審議してほしいとのことであったが、生計費に重きを置きすぎているのではないか。離島で生活する方も大変ではあるが、事業をする方々も原材料費、燃料費の高騰は苦しい思いをしている。3要素はあるが、通常の支払い能力も重視した審議をしないといけないと認識している。
- ② 金額は、データや指標に基づいて議論する必要があるので、中賃の目安が 基準とした 3.3%から、821 円に 3.3%を乗じた 27 円を提示したい。 と、新たな金額提示がなされた。
- (5) 第4回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。
- (6) これまで4回に亘って、意見の一致に向けた審議を重ねてきたが、労使各側とも物価高による賃金引上げの必要性は理解しつつも、労使に共通する物価上昇、景況感、通常の事業の支払能力に対する考え方に開きがあり金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その結果をもって当専門部会の結論とすることに至った。

3 結論

第4回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して「現行最低賃金821円を32円引上げて、令和4年度の最低賃金を853円としたい。」との公益委員見解を別添のとおり示して、採決した結果、賛成5名(公益委員2名、労働側委員3名、使用者側委員0名)、反対3名(公益委員0名、労働側委員0名、使用者側委員3名)となり、賛成多数により鹿児島県最低賃金を853円に改定することを、当専門部会の結論とすることに至った。

以上、ここに報告する。

公益委員の見解

令和4年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねてきたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りは期待できない状況に至った。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解 を、以下のとおり示すこととする。

- 1 中央最低賃金審議会の目安小委員会では、「地方最低賃金審議会における自主性 発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、 『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』及び『新しい資本主義実行 計画工程表』並びに『経済財政運営と改革の基本方針 2022』に配意し、最低賃金 法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。」、「目安は、地方最低賃金 審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から 参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するもので はないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最 低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮する ことを期待する。」とされているところであり、この公益委員見解の目安額に十分 配意しつつ、これまで審議を進めてきた。
- 2 最低賃金については、3要素を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うこと、 直近2年間は、コロナ禍の影響を踏まえた審議を行ってきたが、社会活動の正常 化も進み、経済も回復基調にあること、急激な物価上昇に見舞われる中、労働者 の生活は苦しく、物価上昇も本年の審議の重要なポイントであること、地域間格 差は、労働力の流出につながり、中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍 車がかかること等の労働者側からの見解について考慮した。
- 3 最低賃金は、近年、一昨年を除き3%台の大幅な引上げが続き、経営実態を十分に考慮した審議が行われていないこと、昨年の目安額は、コロナ禍の非常に厳しい中、過去最大の引上げが提示され、結果、国の意向に重きを置きすぎ、苦境におかれた事業者の経営実態を無視した引上げとなったこと、全体としては、景気は改善傾向にあり、物価高が進んでいることから、賃上げの社会的要請があることは認識しており、一定程度の引上げは容認しなければならないこと、「K字型」回復の中、コロナ禍の影響が深刻な業種における支払い能力にもしっかりと焦点を当てた議論が必要なこと、最低賃金は、法が定める3要素に基づき、目安を参考に公労使が真摯に議論して決定されるべきであること等の使用者側からの見解について考慮した。

4 地元経済の活性化のためには消費が増えなければならないが、消費者物価が上昇する中で消費を拡大させるためには、賃金の引上げ、企業収益の改善によって、経済を好循環に導いていく必要がある。また、地域間格差の拡大是正は重要な課題であり、地域間格差縮小への配慮も引き続き必要である。

そこで、コロナ禍や原材料費等の高騰による影響を受けて厳しい業況の企業に 配慮しつつ、政府等に対し、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化等を 強く求めたい。

これらのことを総合的に勘案して、公益見解としては、32円引上げて、令和4年度の最低賃金を853円としたい。